

令和5年11月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年11月27日

令和5年11月総会議事録

開 会 期 日	令和5年11月27日 (月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後2時03分	会長 (議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時50分	会長 (議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申について				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 <p>●議案説明員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木翔 農業・商工業政策担当主事 					

[開会の宣言] 午後2時03分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年11月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
本日の定例総会の議事録署名委員は、8番・戸口英子委員、9番・中原哲彦委員を指名いたします。
お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

11月6日に埼玉県農業会議の臨時総会が開催され、理事及び監事の補欠専任について、書面による議決権行使を行いました。

また、農業委員会会長として会長を務める鳩山町国保運営協議会に関して、10月31日にさいたま市で会長研修会が開催され、11月3日のはとやま祭では表彰式典が行われたほか、11月8日に鳩山町国保運営協議会が開催されましたので、それぞれ出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、農業委員会会長職務代理者の選出について]

◎金子会長

日程第4、農業委員会会長職務代理者の選出についての資料番号1を議題とします。本案件は、令和5年10月31日をもって、前会長職務代理者が辞任し、現在欠員となっていることから、残任期間の会長職務代理者を選出するものでございます。

農業委員会会長職務代理者の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定によりまして、農業委員の互選により選出した者を充てることとなっております。

お諮りいたします、農業委員会会長職務代理者の選出方法について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

指名推薦で決めていただいた方がいいと思います。

◎金子会長

ただいま、中原委員より指名推薦とのご発言がございました。
委員の皆様、いかがでしょうか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。それでは、指名推薦により選出させていただきたいと思います。
どなたか指名推薦はございますでしょうか。

◎飯島委員

はい。

◎金子会長

飯島委員。

◎飯島委員

農業委員会会長職務代理者に、小鷹委員を推薦させていただきます。よろしくお願
いします。

◎金子会長

ただいま飯島委員より、農業委員会会長職務代理者に小鷹委員との推薦がございま
した。

委員の皆様、いかがでしょうか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって小鷹委員を農業委員会会長職務代理者と決定いたします。

それでは、ただ今、会長職務代理に選出されました小鷹委員からご挨拶をいただき
たいと思います。

◎小鷹委員

ただいま、農業委員会会長職務代理者に選出をしていただきました、小鷹でございま
す。

それでは、会長職務代理の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

任期となる約1年半、会長の補佐を含め、職務を全うしていく所存でございますので、委員の皆様におかれましては、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

会長職務代理者の任期についてどのようにするか、事務局からご説明をお願いできますか。

◎書記

会長職務代理者の任期につきましては、本日からか12月1日付けかが想定されますが、事務局といたしましては、本日職務代理者が必須となる事案もございませんので、月単位で区切った形で、12月1日付けで就任していただきたいと考えております。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

前任が10月31日をもって退任されたので、1ヶ月間空きができますが問題はないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

会長職務代理者が不在であっても特に問題はございません。

◎金子会長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、会長職務代理者の任期は12月1日付けとしたいと思います。

よろしくお願いします。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第2号及び議案第3号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年10月27日受付。

資料番号2、大字須江 [REDACTED]、地目、畑、面積、205 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、2a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、205 m²。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、所有農地はございませんが、長く家庭菜園を行っており、農業の経験がございます。

本申請地は譲受人の [REDACTED] の [REDACTED] 側に隣接する農地であり、取得することで効率的に耕作が行われることが期待されます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたし

ます。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、現在適切に管理・耕作されている農地でございます。

農地の取得後は譲受人が露地野菜等を作付する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、[] から [] を約 [] m [] へ進んだ [] 側に位置する農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の1枚であり、現在は管理・耕作されている農地でございます。

譲受人は現在所有農地が無く、今回新たに農業に参入することとなりますが、現在は家庭菜園を続けており、写真により農業用機械、耕運機3台と草刈機1台を所有していることを確認しております。

なお、本年4月から法改正により、農家で無い方や耕作面積が50アール未満の方でも農地を取得することが可能となっております。

本申請につきましては、作付計画や農業用機械の所有状況等を判断し農地取得後も適正に耕作が行えるのではないかと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

写真を見ると、申請地では耕作されているようですが、譲受人が作付けしているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

資料8ページの公図を見ていただくと、譲受人は申請地の隣接地に■があり、手伝いで作付けしていると確認しております。

◎金井委員

はい。

◎金子会長

金井委員。

◎金井委員

譲渡人と譲受人は親戚であり、譲受人の■に近い農地について作付作業をお願いされていたようです。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年10月27日受付。

資料番号3、大字須江 [REDACTED]、地目、畑、面積、477 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、6a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、477 m²。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第2号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請は、譲受人が農業参入を進めており、自家消費用の野菜等を作付けする計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。
意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金井農業委員からいただいたところでございます。

本申請地は、 沿いの から、 へ約 m進んだ 側に位置する農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目の1枚であり、現在は管理されている農地となっております。

なお、本申請では、資料2ページの「申請書別添」の所有面積、並びに「経営計画書」においては、経営面積や経営試算は議案第2号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年11月10日受付。

資料番号4、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、462 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、畑、462 m²。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第1種農地ではありますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われまます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地の状況につきましては、傾斜地で長年管理地となっておりますが、現在は分筆されており、道路から進入路を確保した旗竿の形状となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段の2枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■■を■■■方面へ向かい、■■■■■入り口を■■■した■■■側に位置する第1種農地となっております。

今までに、申請地の■■■側の2筆において住宅の農地転用の許可が出ており、建築工事が行われております。

なお、19ページの資金計画書を見ると、父からの資金援助との記載がございますが、父の資産は株式であり、資産は直近での評価額での確認となりますので、25ページ以降には関係資料が添付されております。こちらは県に確認し、資産として良いことを確認しております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

写真を見ると、申請地が造成中にも見えるのですが、問題はないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

■側の2筆で農地転用許可を受け、住宅の造成工事を行っているため、当該許可を受けた土地のブロックが写真に写っている状況でございまして、本申請地にも土が入っておりますが、事前着手には該当しないことから問題はございません。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩 [午後2時29分]

再開 [午後2時31分]

◎金子会長

再開いたします。

[追加日程第8、議案の追加について]

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第9、議案第5号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、を追加議案としてよろしいかお伺いします。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第9、議案第5号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第5号についての説明員1名の入室がありますのでご了承願います。

[追加日程第9、議案第5号「農用地利用集積計画」の
諮問に対する答申について]

◎金子会長

追加日程第9、議案第5号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申についての資料番号5を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法 附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項により、施行日から起算して2年を経過するまでの間は、従前の例により新たに

利用集積計画を定めることができると規定されており、鳩山町が農用地利用集積計画を定めるためには、農業委員会の決定を経なければならないと規定されておりますことからお諮りするものであります。

農用地利用集積計画は年2回決定し告示しておりますが、今年度第2回目の決定告示をするにあたり、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき内容を確認してから答申するものでございます。

添付資料にあります、農用地利用集積計画書をご覧ください。

内容については、この後、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をさせていただきます予定です。

また、答申案につきましても添付しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしく申し上げます。

◎鈴木主事

ご説明させていただきます。産業環境課 農業・商工業政策担当 鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号5、農用地利用集積計画の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、毎年、年2回行なっている農用地の利用権設定のうち、後期分、第2回目となります。

今回の計画につきましては、3種類の利用権設定がございまして、最初に[]の利用権設定等申出農地に係る個人間の利用集積計画、次に後期分として設定する個人間の利用集積計画、最後に農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画と3件ございます。

はじめに、[]の利用権設定等申出農地に係る個人間の利用集積計画をご説明申し上げます。

それでは、資料を1枚開いていただきまして「農用地利用集積計画（個人）（区域名鳩山町）令和5年11月27日公告」と記載しております資料の1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございます。

この概要表は、今回申出をいただきました、利用権の期間・種類、面積等をまとめたものでございます。

続いて2ページは内訳でございまして、申出をいただいた契約内容を一覧表にしております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定（転貸及び経営受託を除く）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「借賃」でございます。

各項目が2段書きとなっておりますが、数字の下の段は、新規申出と再設定申出の合計、上の段の()書きはその内数となっております、再設定申出分を記載してございます。一番下の合計欄をご覧ください。

賃貸借・使用貸借あわせまして 利用権設定面積の合計は、田、10,884 m²。畑、樹園地、その他については該当がございませんので、田、合計10,884 m²でございます。

次に、貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。貸手戸数、5戸、うち再設定は0戸。借手戸数、5戸、うち再設定は0戸。筆数、8筆、うち再設定は0筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページの「2 利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

また、こちらの利用権設定の新規申出に関してですが、後にご説明いたします。[REDACTED]による麦・大豆作付けに係る利用権設定申出農地と同じ筆であり、1年間の転貸という扱いによる利用権設定の申請をいただいております。

現耕作者と法人が利用権設定をする、転貸という扱いにするのであれば、従来は、11月の農事組合法人による麦・大豆作付けに係る利用権設定（転貸）をする前に、利用権設定の効力が発生している必要がございますので、今年の6月21日の個人分の告示前までに個人の利用権設定の申請が必要でした。

現在は利用権が設定されていないため、今回、個人の利用権設定を新規で申請し、法人が転貸という扱いで申請しようとしても、法人分は11月27日付け、個人分は12月21日付けで告示をするため、日程の都合上不可能となってしまいます。

このような状況になった原因として、前耕作者による期間満了前の利用権設定の合意解約、ブロックローテーションが3ブロックから2ブロックに変更となったこと等が考えられます。

以上の理由から、この8筆に関しては、本総会でご承認をいただきました後、法人分と同じく、本日11月27日付けで即日告示をさせていただきます。

また、現耕作者による農地の管理及び法人による転貸という扱いにするために、先に個人間での利用権設定の効力を発生させる必要がございますので、法人分より前に告示をいたします。

続きまして、個人間の後期分としての利用集積計画をご説明申し上げます。

資料を4枚開いていただきまして「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和5年12月21日公告」と記載しております資料の1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございます。

先程ご説明させていただいた個人間の計画と同じく、利用権の期間・種類、面積等をまとめてございます。

続いて2ページから3ページは内訳でございます、申出をいただいた契約内容を一覧表にしてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利

用権設定（転貸及び経営受託を除く）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「借賃」でございます。

こちらでも先程ご説明させていただいた個人間の計画と同様に、各項目が2段書きとなっており、数字の下の段は、新規申出と再設定申出の合計、上の段の（ ）書きはその内数となっており、再設定申出分を記載してございます。

一番下の合計欄をご覧ください。

賃貸借・使用貸借あわせまして 利用権設定面積の合計は、田、48,158 m²、うち再設定は37,291 m²。畑、20,913 m²、うち再設定は17,206 m²となっておりまして、樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計、69,071 m²、うち再設定は54,497 m²でございます。

次に 貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。貸手戸数、28戸、うち再設定は21戸。借手戸数、15戸、うち再設定は10戸。筆数、60筆、うち再設定は51筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページから3ページまでの「2 利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

続きまして、農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画についてご説明申し上げます。

次ページの「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和5年11月27日公告」と記載してございます資料をご覧ください。

対象の農事組合法人は、 と の2法人でございます。

いずれの法人も、麦・大豆を作付けするために行う利用権の設定となっておりまして、契約期間は、 が1年及び3年、 が全筆1年の設定でございます。

それでは次のページになりますが、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございます。

個人間の計画と同じく、利用権の期間・種類、面積等をまとめてございます。

続いて2ページから7ページまでがその内訳となっており、申出内容を一覧表にしてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定（転貸を含む）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「借賃」でございます。

借賃につきましては、法人の設定は、全件使用貸借権の設定でございますので、金額等の記載はございません。

一番下の合計欄をご覧ください。

使用貸借権の設定のみでございます。利用権設定面積の合計は、田、196,463 m²。畑、28,850 m²。樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計、225,313 m²でございます。

続きまして 貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。貸手戸数、84 戸。借手戸数、2 法人。筆数、152 筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2 ページから 6 ページの「2 利用権設定（転貸を含む）」にまとめてございますので、恐れ入りますがこちらも後ほどご確認をお願いいたします。

この計画についてご承認いただきますと、[REDACTED] の利用権設定等申出農地に係る個人間の設定及び農事組合法人による設定は本日 11 月 27 日付け、個人間の後期分としての設定につきましては来月の 12 月 21 日付けでそれぞれ告示となり、この計画書に基づき利用権が設定される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の農用地利用集積計画のご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第 5 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第 5 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員 1 名の退室がありますのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後 2 時 5 0 分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。


よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和5年12月25日

会長 金子茂雄 

委員 山口英子 

委員 中谷哲彦 